

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(障害福祉課)

一

告示

自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税環境性能割の収納事務の委託
自動車税の種別割に係る徴収金の収納事務の委託

(税務課)
(同)

二
二

規則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十七号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則(昭和四十七年岐阜県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条(中)「A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割」を「A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割」とする。同条(中)「B階層」を「D階層」とする。

7 措置児童等が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、児童福祉法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については、徴収しないこととする。ただし、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の徴収月額を上限として徴収することができる。

8 7の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても、同様とする。

附則

この規則が公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第二百四十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定により、自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税環境性能割の収納事務を岐阜市日置江二千六百四十八番地の二 一般社団法人岐阜県自動車会議所に委託したので、同条第六項において準用する同令第五百五十八条第二項の規定により告示する。

令和元年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第二百四十五号

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)第十二条第二項に規定する自動車税の種別割に係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第六項において準用する同令第五百五十八条第二項の規定により告示する。

令和元年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

受託者の名称及び住所	委託内容
株式会社電算システム 岐阜市日置江一丁目五八番地	自動車税の種別割の収納事務のとりまとめ
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目八番二七号	MMK設置店の表示のある加盟店舗における自動車税の種別割の収納
株式会社セブン イレブン・ジャパン 東京都千代田区一番町八番地八	直営店舗、加盟店舗等における自動車税の種別割の収納
株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目一番二一號	同右
ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	同右

山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一號	同右
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目一一番二號	同右
リビングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目一番一號	口座振替の方法による自動車税の種別割の収納事務

令和元年十月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一號
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社